西宮市男女共同参画プラン(素案)

(DV対策基本計画・女性活躍推進計画含む)

意見提出手続(パブリックコメント)の結果について

【問い合わせ先】

市民局 人権推進部 男女共同参画推進課

TEL: 0798-64-9495 FAX: 0798-64-9496

E-MAIL: vo_jyosei@nishi.or.jp

「男女共同参画プラン(DV対策基本計画、女性活躍推進計画含む)(素案) | に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

平成30(2018)年10月26日(金)から年11月26日(月)まで実施した意見提出手続きについて、13名83件のご意見をいただきました。 ご意見の概要とそれに対する市の考え方を報告します。

1. 意見募集結果概要

(1) 提出者について

ア. 意見提出方法

方法	人数
郵送	0
FAX	4
窓口提出	3
電子メール	1
電子申請※	5
合計	13

※兵庫県電子申請共同運営システム

イ. 年代別

1. + \0,00	
年代	人数
10歳代	0
20歳代	0
30歳代	1
40歳代	1
5 0 歳代	1
6 0 歳代	3
70歳代	3
80歳代以上	1
未記入	3
合計	13

ウ.居住地域別

地域	人数			
本庁	5			
鳴尾	1			
瓦木	2			
甲東	3			
塩瀬	0			
山口	0			
市外	1			
未記入	1			
合計	13			

工. 職業別

職業	人数
会社員	0
自営業	0
公務員	0
学生	0
その他	9
未記入	4
合計	13

(2) 提出意見について

ア、意見項目別

意見項目	件数
全般	6
第1章	1
第2章	11
第3章	63
第4章	1
資料編	1
合計	83

イ、回答分類別

回答分類	説明	件数
①案に記載済	意見内容は既に案に盛り込まれているもの	20
②案を修正	意見をもとに案を修正するもの	16
③今後の参考、検討とする	案は修正しないが、今後の参考(検討)にするもの	25
④案のとおりとする	意見の反映や対応が困難。又は市の考え方と方向性が合致しないもの	
⑤その他	素案の内容と直接関係のないご意見、感想等(①~④に該当しないもの)	1
	合計	83

2. ご意見の概要及び市の考え方について

※いただいたご意見は、原則として要約したものを記載しています。

※個人・団体等への誹謗中傷など市が不適切と判断した内容や、個人等が特定される内容については、記載していません。

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	全体	プランの策定について「一定の成果を上げた」とはいうも	1	重点施策、基本施策ともに、引き続き PDCA サイク	(4)
1		のの、25 数値目標で達成したのは5であったことについ		ルに基づいて進捗管理を行いながら施策を推進して	4)
1		て、さらに検証していく必要を感じた。特に、事業所意識		まいります。	
		調査の回収率の低さが現実を反映している。			
	全体	全体の印象ですが、現行のプランが網羅的で、比較的よく	1	取組を縮小する意図はありません。前プランに記載	(4)
		できたものであるのに、それを縮小して、適当にできそう		されている施策は、重点施策及び基本施策に記載済	4)
		な事、目を引きそうな事だけを「重点施策」とだけしてい		みですので、従来とおり各部局において実施予定で	
		る印象です。		す。	
		なによりも、今のプランの中身が実現できていない事が		また、各部局に対して、男女共同参画の視点をもって	
		ほとんどなのに、なぜ、このように「縮小」したものにし		施策を実施するよう働きかけも継続してまいりま	
2		ようとするのか、行政のやる気のなさに、ショックさえ受		す。	
		けます。		前プランには、各国の取組や男女共同参画に関する	
				取組の変遷、各課の詳細な事業の記述等を網羅した	
				ため、今後の施策の方向性を多くの市民に示す冊子	
				としては、過大な情報量になりました。こうした情報	
				を整理し、より多くの人に少しでも見ていただける	
				よう作成しております。	

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	全体	今回の計画案は、よく考えられていると思いますが、市民	1	ご意見を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただ	(3)
		意識調査や、学生生徒への DV 防止講義後のアンケート		きます。	(3)
3		調査を逐時行い、検証していってほしいと思います。			
0					
	全体	男女共同参画推進は全庁をあげて取り組むべき課題で	1	重点施策2は「女性活躍推進計画」として、働く場に	(4)
		す。		おける男女共同参画の推進について整理していま	4
		重点施策2は「働く場における男女共同参画の推進」です		す。	
		が、「あらゆる場における男女共同参画推進」が必要とさ		地域における男女共同参画推進は、例えば、重点施策	
4		れています。「あらゆる場における男女共同参画推進」と		1「DV、性暴力」に関する取組や、重点施策4「防	
		し、地域における男女共同参画推進も項目としてあげて		災・減災」に関する取組において取り上げています。	
		ください。		具体的に分野や対象を示すことで、身近なことから	
				男女共同参画の視点に気づいていただき、法の理念	
				を理解していただくことに努めます。	

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	全体	前プランで達成できなかったことの反省点はどこにいか	1	前プランは、年度毎に進捗管理をしており、進捗状況	(1)
		されているのか?		おび男女共同参画推進委員による評価コメント、今	
				後の方向性等を「進捗状況・評価報告書」として年度	
				末に取りまとめています。	
				なお、達成できなかった取組の反省点等は、報告書の	
				「今後の方向性」において整理しています。	
5				また、P1 に記載のとおり、前プランでは、57 の施策	
				とおよそ 300 の事業に取り組んできましたが、進捗	
				管理等において膨大な事務量が発生し、課題解決に	
				向けた取組等を十分に行えなかったという反省点を	
				踏まえ、本プランでは重点的に取組む施策を選択し、	
				着実に成果を出すプランを策定したいと考えており	
				ます。	
	全体	DVやハラスメントについての取り組みはかなり進んで	1	ご意見を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただ	(3)
0		いる。		きます。	(3)
6		今後、市の施策を民間事業所にどう理解し、実施してもら			
		えるか大切だと思った。			

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
7	第 1 章 (1 ページ)	1. プラン策定の趣旨 性別にとらわれることなく、誰もが参画できる社会の 実現に向けて 「性別に」という表現を「性的マイノリティ」にも配慮 した表現に変えてください。 今後 10 年間の計画であることから、LGBTIなど、自 身の性について女性・男性だけでは排除されてしまう性 自認の人の存在も含めて、考える必要があります。 P3 の基本理念の「誰もが性別にとらわれることなく」 も上記と同じ理由で表現を変えてください。	1	「性別にとらわれることなく」という表現は、誰もが 性別もしくは性自認、性的指向を理由に差別的な扱 いを受けないという意味で、性の多様性も含んだ意 図となっています。	
8	第2章 (3ページ)	「誰もが性別にとらわれることなく」は、トランスジェンダーへの配慮が欠如している。	1	「性別にとらわれることなく」という表現は、誰も が性別もしくは性自認、性的指向を理由に差別的な 扱いを受けないという意味で、性の多様性も含んだ 意図となっています。	1
9	第 2 章 (3 ページ)	2. 基本的視点 ①性別にとらわれることなく、一人ひとりの力を活かす 「男性中心型労働慣行になじめない人が排除されたりし た場合」という記述は、男性中心型労働慣行に本来ならな じまないといけない・・・というように読み取れてしまい ます。 「旧来の男性中心型労働慣行が改善されないままでは」 と書き換えてください。	1	ご意見を踏まえ、P3の本文4行目の文章を「旧来の 男性中心型労働慣行が改善されないままでは」に修 正します。	2

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第2章	5. 数値目標	1	ご意見を踏まえ、P5 の1つ目の数値目標の本文を	2
	(5ページ)	1. 市職員向けの・・・の部分で、市職員の資質向上に		「DV被害や性被害を見抜く力をつけ、早期発見や丁	
10		より、DVや性被害防止に繋がる・・・」と記述されてい		寧な対応、二次被害防止も含めた市職員の資質向上	
10		ますが、資質向上が直ちにDV防止、性被害防止にはつな		のための研修」に修正します。	
		がりません。「DV被害や性被害を見抜く力をつけ、早期			
		発見や丁寧な対応・・・」という表現に変えてください。			
	第2章	数値目標として職員の「理解」90%で、何の解決になる	1	数値目標1は、まず職員自身がDVを理解し、意識を	(<u>1</u>)
	(5 ページ)	のか。		高め、DVや性暴力を見抜く力を付けることで、対応	
11				力の向上や連携の強化を図り、DVや性暴力の早期	
				発見や丁寧な対応、二次被害防止につながると考え	
				ております。	
	第2章	数値目標3と数値目標4の根拠は何なのか。また、目標が	4	数値目標3、4は、本市の特定事業主行動計画である	(4)
	(5 ページ)	低いのではないか。		「西宮市職員次世代育成支援・女性活躍推進プラン	4)
12				<前期計画>」の目標に合わせて設定しております。	
				なお、後期計画策定時には、さらに高い目標を掲げる	
				よう検討しております。	
	第2章	ウェーブの認知度を上げることと内容の機能強化とは次	1	まずはウェーブの役割や活動を市民に理解していた	(4)
13	(5 ページ)	元がことなるのではないか。		だき、積極的に活用し、連携していくことで、ウェー	4)
10				ブの活動がさらに広がり、機能も強化されると考え	
				ております。	

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第2章	前プランの数値目標の達成が出来なかったことの原因を	1	P1に記載のとおり、前プランでは、57の施策とおよ	(<u>1</u>)
	(5ページ)	あきらかにし、次のプランにどうつないでいるのかみえ		そ300の事業に取り組んできましたが、進捗管理等	
		ません。		において膨大な事務量が発生し、課題解決に向けた	
14				取組等を十分に行えなかったという反省点を踏ま	
				え、本プランでは重点的に取組む施策を選択し、着実	
				に成果を出すプランを策定したいと考えておりま	
				す。	
	第2章	6. プランの進捗管理	1	これまで計画に多くの項目を入れてきた結果、すべ	
	$(6 \stackrel{\sim}{\sim} - \stackrel{\smile}{\smile})$	現計画ではPDCAサイクルで進捗管理を行う項目が		てに注力することができず、課題解決に至らない部	(4)
		多すぎたため、本プランでは重点項目に絞る・・という説		分が多くあったという反省点を踏まえ、本プランの	
		明がされていますが、男女共同参画に関する取組はそれ		期間中に注力する項目については、男女共同参画プ	
		だけ多くの項目が必要だということですし、現計画で挙		ランにおいて進捗管理を行います。また、施策に紐づ	
1 5		げられていた課題も解決に至っていないとことは説明で		く項目は、社会情勢の変化によって求められるもの	
15		も述べられています。		や対応すべきことが変化しますので、毎年度の進捗	
		基本施策での部門ごとのチェックではチェックも不十分		管理において、項目を管理することとします。	
		なままに終わると危惧します。施策を挙げた中で、特に重		また、基本施策については、各部門別計画において、	
		点的に扱う項目を挙げ、すべての項目について、プランの		進捗管理を行うこととし、各部局に男女共同参画の	
		中で進捗管理を行うことを求めます。		視点をもってもらうために、市職員向けの研修等の	
				取組を行い、働きかけに努めてまいります。	

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	「DV対策」と「性暴力の根絶」とは同じ部分もあります	1	本プランでは取組内容の重点化をしており、これま	(<u>4</u>)
	(9~13 ~~	が異なる対策は必要です。一緒にすると問題が矮小化し、		での取組を縮小する意図はありません。DVと性暴	4
	ジ)	対策も大雑把にされるおそれがある。		力に共通点・相違点はございますが、必要な取組は変	
				わらないものと認識しております。よって、問題が矮	
				小化することは無いと考えております。	
				また、現状行っているDV及び性暴力に関する施策	
16				は従来どおり継続し、社会情勢の変化に応じて改善	
				等を行うこととします。	
				なお、性暴力に関する施策は、DVに関する施策に比	
				べて、現状では、あまり取組を行っておりませんの	
				で、まずは現行の体制で施策を実施し、効果を発揮で	
				きるよう努め、必要に応じて体制の見直しを検討し	
				てまいります。	
	第3章	今回の改定で「DV 計画」が消えてしまったことは、西宮	4	本プラン策定にあたっては、「男女共同参画プラン」、	(<u>4</u>)
	(9∼13 ~~	市が自治体としての責務となっていることに対し、後ろ		「DV 対策基本計画」に加え、「女性活躍推進計画」	4
	ジ)	向きな態度をとっているとしか思えません。		を備えた計画であることが求められます。	
		DV についての課題は、DV 防止・被害者の保護、被害者		なお、プランの構成が変わっても、必要な取組は変わ	
		の自立支援、子どもへの支援、専門人材の育成、支援者の		らないものであり、これまでの取組を縮小する意図	
17		スキルアップ、DV のない社会をつくるための啓発等、山		はありません。本プランでは、実効性の高い計画とす	
11		積しており、さらなる取組が必要です。また、新たに取り		るため、具体的かつ現実的な目標・指標を設定し、目	
		組むべき課題(面会交流、ハーグ条約、マイナンバー制		標達成に向けて最大限注力できる効果的な推進体制	
		度)もあります。		の構築を目指したことから、現行プランに比べると、	
		そのため、「DV対策基本計画」は、「男女共同参画プラ		重点化・簡素化した構成としています。	
		ン」の一部分としてではなく、独立した計画として策定す			
		べきである。			

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	重点施策 1 のうち、DV予防は、若年層だけの問題では	1	若年層に対する取組をこれまでよりも強化するとい	(4)
18	(9∼13 ~~	ない。		う記載であり、それ以外の世代についても取組は継	4)
	ジ)			続してまいります。	
	第3章	「加害者が変わることそれが一番の被害者支援」といわ	1	2017 (平成 29) 年度にDVの加害者向けプログラム	(3)
	(9∼13 ~~	れているが、加害者をどう更生するか、あるいは、どう予		の現状等を考える講座を実施致しましたが、その他	3)
	ジ)	防するかの具体的施策が現れていない。		の加害者更生のための施策は、現在行っておりませ	
19				ん。本プランの中では、加害を未然に防ぐ学習機会の	
19				提供を行うこととしておりますが、実際に加害者を	
				更生するためのプログラム等は現段階で具体的な施	
				策はございませんので、本プランの期間中に検討し	
				ていくこととなります。	
	第3章	DV被害者の支援体制に対する市の具体的な取り組みも	1	ご意見を踏まえ、現状行っている支援の概要や流れ	②
	(9∼13 ~~	全くみられない。		を P11 に新たに図示し、今後も継続して重点的に行	
	ジ)			うことを記載します。	
				また、P13 の課題解決に向けた主な取組の3番目に	
				DV被害者へ支援について記載しております。支援	
20				体制については、現状DV相談室を設置し、一時保護	
				施設等の連携や庁内の研修や情報保護、他の支援窓	
				口への繋ぎ等様々な施策を行っております。従来の	
				支援体制を継続いたしますが、被害者支援が縮小す	
				ることのないよう取り組むとともに、連携や支援の	
				強化を検討してまいります。	

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	DV 被害者支援においては、中長期にわたって切れ目のな	1	ご意見のとおり、長期的な支援を行っていくことが	(<u>1</u>)
21	(9∼13 ~~	い支援が必要です。		必要だと考えており、P13 の課題解決に向けた取組	
41	ジ)			の3番目にDVの被害者への長期的な支援について	
				記載しております。	
	第3章	重点施策の一番目になぜ DV なのか?	1	重点施策の順番は、重要度・優先順位を示すものでは	(5)
22	(9∼13 ~~			ありません。	
	ジ)				
	第3章	DVに関して精神的、身体的、性的の3つが挙げられて	1	ご意見を踏まえ、P9の本文3行目の文章に「また、	2
	(9ページ)	いるが、そのほかに社会的、経済的などが挙げられておら		DVには、「身体的暴力」、「精神的暴力」、「性的暴力」、	
		ず、ぜひ、加筆してもらいたい。経済的格差を利用し、身		「経済的暴力」、「社会的暴力」等、様々な形態が存在	
23		体的、性的暴力で恐怖を与え、精神的暴力で被害者から自		します。」を追記します。	
		尊心や自信を奪い、社会的に孤立させることで、加害者に			
		依存せざるを得ない支配関係を完成させる、DVの実態			
		をプランに明確に反映させてほしい。			
	第3章	精神的暴力(言葉による虐待)は「暴言、罵倒、人格否定、	2	ご意見を踏まえ、P9 の『暴力に気づき、暴力をふる	2
24	$(9 \stackrel{\sim}{\sim} - \stackrel{\smile}{\smile})$	脅し、無視」等であり、「他の異性との会話やメールを許		わない、許さない意識づくり』の本文 6 行目の「他	
24		さない」は社会的暴力にあたるため、修正をお願いした		の異性との会話やメールを許さない」は「精神的暴	
		l'o		力」から「社会的暴力」に修正します。	
	第3章	素案では、DVの目撃が児童虐待に当たることも触れられ	1	ご意見を踏まえ、P10の本文4行目の文章に「また、	②
	(9∼13 ~~	ていません。子どもも被害を受け、大きなダメージを受け		DVは、直接被害を受けた人だけでなく、DVを目撃	
	ジ)	ています。DV の目撃が児童虐待になることを記述してく		した子どもにも大きなダメージを与えており、これ	
25		ださい。		は児童虐待に該当します。」を追記します。	
				また、P13 の課題解決に向けた主な取組の3番目の	
				本文3行目に「子どもへのケア」を追記し、重点施	
				策の一つとして取り組んでまいります。	

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	重点施策1 DV・性暴力の根絶	1	本プランでは、「啓発」という言葉を「学習機会の提	(2)
	(9~13 ~~	「暴力に気づき、暴力をふるわない、許さない意識づく		供」という多くの人がイメージしやすい言葉に言い	
	ジ)	り」で、「DV・デート DV をなくすための学習内容の充		換えております。	
		実」が挙げられています。DV は重大な人権侵害であり、		また、啓発の工夫に関しては、ご意見を踏まえ、以下	
		その被害は DV を目撃する子どもにも及ぶことから、こ		のとおり追記・修正いたします。	
26		こで挙げられているような学習内容の充実、学習機会の		P9 の『DV・デート DV を無くすための学習内容の	
		提供だけでは、被害防止はできません。		充実』の本文8行目の文章に「また、様々な機会を	
		啓発の工夫も必要です。ウェーブや公立中学だけではな		とらえた学習機会の提供に努めます。」を追記。	
		く、市が行うイベント、公民館、地域の商業スペースや、		P13 の課題解決に向けた主な取組の1番目の本文 3	
		乳幼児健診、などあらゆる機会をとらえて啓発を行うこ		行目を「より多くの学校と連携する等様々な機会を	
		とを盛り込んでください。		とらえて実施します。」に修正。	
	第3章	若い世代のデート DV の取組については、高校や大学生	1	P13 の課題解決に向けた主な取組の1番目に記載の	(1)
	(13ページ)	を対象とした取組も必要です。高校や大学とタイアップ		とおり、若年層を対象とした取組として、DV・デー	
27		した取組(他市での取り組みを参考にしてください)を行		トDVに関する講座を、高校や大学等も含め、より多	
		うことを盛り込んでください。		くの学校と連携する等様々な機会をとらえて実施し	
				てまいります。	
	第3章	若年層を中心とした性暴力に関する知識の向上と性暴力	1	SNS (Facebook 等) での情報発信や相談窓口での対	\bigcirc
	(13ページ)	を許さない環境づくり		応を引き続き推進してまいります。	
		市としても若年層を中心とした性暴力に関する取組につ		また、P13 の課題解決に向けた主な取組の1番目に	
90		いて、「知識の向上と性暴力を許さない環境づくり」「学習		記載のとおり、若年層を対象とした取組として、D	
28		機会の提供」だけではなく、SNSなどでの情報発信や、		V・デートDVに関する講座を、高校や大学等も含	
		相談窓口でも対応できるように整備し、そのことに記述		め、より多くの学校と連携する等様々な機会をとら	
		してください。若年層向けということでは、学校教育や高		えて実施してまいります。	
		校・大学などでの啓発活動などにも触れてください。			

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	支援を受けやすい環境整備や安全・安心の確保、生活の支	1	ご意見を踏まえ、現状行っている支援の概要や流れ	2
	(9~13 ~~	援等の継続		を P11 に新たに図示し、今後も継続して重点的に行	
	ジ)	相談、緊急避難――時保護、その後の生活の支援につい		うことを記載します。	
		て、さらに詳細な記述が必要です。素案では、「相談窓口			
		の周知をするとともに、支援を必要とする人がそれを受			
29		けやすい環境の整備をしていく必要があります。一時保			
		護における他機関との連携、DV被害者の安全確保や自			
		立支援、精神的なケアも引き続き重点的に実施していく			
		必要があります。」という記述しかされていません。課題			
		解決に向けた主な取組で「安全・安心の確保と生活に対す			
		る長期的な支援を行います」という記述しかありません。			
	第3章	相談、一時保護、安全確保、自立支援、精神的なケア、生	1	ご意見を踏まえ、P10の本文4行目の文章に「また、	②
	(9~13 ~~	活の支援について、それぞれどのような課題があり、どの		DVは、直接被害を受けた人だけでなく、DVを目撃	
30	ジ)	ような取組が必要かを記述ください。		した子どもにも大きなダメージを与えており、これ	
30		さらに、子どもへのケアも必要不可欠です。そのことも記		は児童虐待に該当します。」を追記します。	
		述ください。		また、P27 の「子どものケアに関する支援」の位置	
				づけを「基本施策」から「重点施策」に変更します。	
	第3章	高齢者、外国籍、障害があることで不利益を受けないよう	1	高齢者や障害者については、DV相談室やウェーブ	4)
	(13ページ)	な対応が必要なことも記述ください。		女性のための相談室だけでなく、虐待に関する窓口	4)
		「外国人市民でも相談しやすい環境を整えます。」を「外		でも相談受付しております。	
31		国人市民が母語で相談できるような体制を整えます」と		なお、外国人市民への対応は、母語だけでなく、日本	
		してください。		語の習得度合いに応じた対応の検討も必要です。予	
				算や人員等の課題があり、慎重に検討する必要があ	
				り、本プランの検討課題として捉えております。	

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	ハラスメント防止に向けた取組を行います	1	ご意見を踏まえ、P13 の課題解決に向けた主な取組	
	(13ページ)	学習機会の提供だけでなく、苦情処理への申立てや、相談		の5番目の本文3行目の文章を「学習機会の提供及	2
		機関の整備などにも触れてください。		び苦情処理への申立てや相談機関の周知等を行いま	
32				す。」に修正します。	
				また、ハラスメントの相談窓口は、各事業所において	
				整備されているほか、民間の団体等で整備されてい	
				ることから、相談窓口の周知等に努めてまいります。	
	第3章	重点施策2でロールモデルなどの提示などもあれば	1	ご意見を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただ	3
33	(14∼18 ^ ∽			きます。	(3)
	ジ)				

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	女性が社会に出て仕事をする場合の観点から作られてい	1	ご意見を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただ	(3)
	(14∼18 ペー	る面が多いと感じた。		きます。	(3)
	ジ)	子どもを産み育てることは女性にとって最も尊い仕事の		なお、男性向けの啓発としましては、P18 の課題解	
		一つだと思っている。		決に向けた主な取組の3番目で、家事・育児・介護等	
		よりよい環境で育児ができるように、夫や家族や社会の		への参画促進を掲げております。女性の産前産後の	
		理解と応援が必要。		変化を知ることは、夫婦の意識のずれを解消するた	
		妻が安心して子育てしたいと思えるように、夫が妻の妊		めに必要であると認識しておりますので、ご提案い	
		娠中から家事育児の協力体制がとれるような社会システ		ただいた内容も踏まえ、本プランで実施できるよう	
34		ムを作るべき。		検討してまいります。	
		核家族化が進み、夫しか頼れる人のいない女性が多い中、			
		地域の中でのサポート力を強化し、サポートがあること			
		を広く知らせる必要性を感じる。(サポートする側の質は			
		重要)			
		女性の産前産後の変化を知ることのできる研修を増や			
		し、夫が受けるよう義務付けてほしい。			
		この時期の夫婦の意識のずれをなくすことによってその			
		後の離婚を減らすこともできるのではないか。			
	第3章	働く場における男女共同参画の推進	1	ご意見を踏まえ、P14 の『働く場における男女共同	(2)
	(14ページ)	「~性別にとらわれることなく、自分の状況にあった働		参画の推進』の本文 1 行目を「自分の希望に沿った	
		き方を選択できる環境」と記述されていますが、「自分の		働き方を選択」に修正します。	
35		希望に沿った働き方を選択できる環境」と書き換えてく			
		ださい。			
		「状況にあった」というのは、男女の役割分担の強化につ			
		ながります。			

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	女性の活躍推進に向けた企業・事業所の取組に対する支	1	誰もが活躍できる職場の実現に向け、企業・事業所に	(4)
	(15ページ)	援		具体的に取り組んでいただくことが「女性の活躍推	4)
36		「女性の活躍推進」を「だれもが活躍できる」としてくだ		進」であると考えております。女性活躍推進法は時限	
		さい。		立法による「てこ入れ」であることを踏まえ、女性の	
				活躍推進を強調した記述としております。	
	第3章	企業への取組支援としては、「仕事と家庭の両立支援に取	1	「企業の表彰制度」は、すでに国及び県が実施してお	(4)
	(15ページ)	り組む企業の表彰制度や、公共調達における優遇措置」に		り、市が実施する必要性は低いと考えます。	4)
37		より、推進ができると考えます。そのことを盛り込んでく		また、「公共調達における優遇措置」は、すでに市で	
31		ださい。		取り組んでおります。本プランでは、新たな施策や注	
				力する施策を記載しているため、本プランに改めて	
				記載することは、現在のところ考えておりません。	
	第3章	市内の企業で女性が活躍しやすい環境を整備している会	1	ご意見にあるような、国で実施している「えるぼし認	(4)
	(15ページ)	社や男性の育休を推進している会社には「えるぼし認定」		定」や兵庫県が実施している「ひょうご女性の活躍企	4)
38		をする。		業表彰」等の周知に努めることとし、市で同じような	
				趣旨の制度を重ねて実施する予定は、現在のところ	
				ございません。	
	第3章	職員の育休推進のために、管理職の男性は育休を必ずと	1	ご意見を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただ	(3)
	(16ページ)	るように指導する。		きます。	3)
39				なお、数値目標としては、P5 に記載のとおり「市職	
				員の男性の育児休業取得比率」を 2019 年度までに	
				13%にすることを目標としています。	
	第3章	男性の育児、家事参加のためには男性への情報提供が必	1	ご意見を踏まえ、男性の集客方法等について、今後の	(3)
40	(16ページ)	要。マザークラスだけではなく、ファザークラスを開催す		施策の参考とさせていただきます。	
		ることで情報の格差を埋める。			

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	課題解決に向けた主な取組②	1	現在、ウェーブ活動推進グループに登録している団	(3)
	(18ページ)	ひとり親家庭についての記述がありますが、シングルマ		体がなく、シングルマザーの自助グループの設立も	3)
41		ザーの自助グループへの支援についても記述し、取り組		視野に入れたカフェ形式の講座を実施しています。	
41		んでください。		引き続き、ひとり親家庭に関する施策と男女共同参	
				画施策が連携しながら、今後の施策を検討してまい	
				ります。	
	第3章	ハラスメント防止に向けた取組は、「学習機会の提供」だ	2	ご意見を踏まえ、P18 の課題解決に向けた主な取組	
	(18ページ)	けでなく、「相談窓口の設置」や「苦情処理」等も記載し		の4番目の本文 5 行目の文章を「学習機会の提供及	2
		てください。		び苦情処理への申立てや相談機関の周知等を行いま	
42				す。」に修正します。	
				また、ハラスメントの相談窓口は、各事業所において	
				整備されているほか、民間の団体等で整備されてい	
				ることから、相談窓口の周知等に努めてまいります。	
	第3章	課題解決に向けた主な取組①を「男女共同参画に関する	1	本プランでは、「啓発」という言葉を「学習機会の提	
43	(20ページ)	学習機会の充実と啓発を図ります。」とすべき。		供」という多くの人がイメージしやすい言葉に言い	
				換えております。	
	第3章	重点施策3の「次世代」の項目をつくるのであれば、若年	1	若年層向けの取組のうち、DVや性暴力に関する取	
44	(19 ⋅ 20 ~ —	者への取り組みは、こちらに入れるべき。		組は、重点施策1のDV対策基本計画に整理してお	
	ジ)			ります。	
	第3章	性別役割分担や、慣習などまだまだ根深いものがありま	1	ご意見を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただ	
1 -	(19 ⋅ 20 ペー	す。小さい頃からの学習は大切なので、男女共同参画の学		きます。	3
45	ジ)	習を人権教育として義務教育の間それぞれの学年にあわ			
		せて実施する必要があると思います。			

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	高校生、学生はデートDVの当事者になりやすいです。	2	P13 の課題解決に向けた主な取組の1番目に記載の	(<u>1</u>)
	(19 ⋅ 20 ペー	高校、大学に対しての働きかけする等、学生が男女共同参		とおり、若年層を対象とした取組として、DV・デー	
46	ジ)	画について学べる様な環境を作ってください。		トDVに関する講座、高校や大学等も含め、より多く	
				の学校と連携する等様々な機会をとらえて実施して	
				まいります。	
	第3章	コミュニティサイト等における性被害の防止	1	P20 の課題解決に向けた主な取組の3番目に記載の	(<u>1</u>)
	(19ページ)	性被害の防止は、コミュニティサイトだけではなく、見知		とおり、性暴力の加害者が「身近な人」というケース	
		った人からの長年にわたる性被害の実態が徐々に明らか		が多くあると認識しており、支援機関等と連携しな	
47		になっており、その被害は深刻なものです。性被害の防止		がら、学習機会を提供してまいります。	
		について、新たな項目を立て、その中の一つのテーマとし		コミュニティサイト等を通じた性暴力の防止につい	
		て「コミュニティサイト等における性被害の防止」を入れ		ては、同項目の本文4行目に記載しております。	
		るべきです。			
	第3章	「性暴力・性被害防止のための学習機会の提供等を検討	1	ご意見を踏まえ、P19 の『コミュニティサイト等に	2
	(19ページ)	する必要があります」と記述されていますが、「検討」で		おける性被害の防止』の本文 5 行目を「子どもの頃	
		は、事態に対応できませんし、学習機会の提供にとどまっ		からの学習機会の提供など防止に向けた取組を行う	
48		ていては、この問題の深刻さに対して、あまりにも不十分		必要があります。」に修正します。	
40		です。スマートフォンを通じたインターネット利用につ			
		いての使い方だけにとどまらず、性被害を未然防止する			
		ために、小さい時からの性教育が必要不可欠です。そのこ			
		とに触れてください。			
	第3章	課題解決に向けた主な取組③	1	ご意見を踏まえ、支援機関の取組を尊重しつつ、連携	(3)
	(20ページ)	取組にあたっては支援機関などと連携しながら実施する		を推進してまいります。	
49		ことに賛同します。連携には時間もかかりますが、民間支			
		援機関が先進的な取組を行っていることに敬意を払い、			
		その知見を尊重してください。			

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	課題解決に向けた主な取組④	1	ご意見を踏まえ、セクシュアルマイノリティ当事者	(3)
	(20ページ)	学習機会の提供だけではなく、各種届出書類等の性別欄		の意見も取り入れながら施策を推進してまいりま	(3)
F0		の工夫など、性的マイノリティの人が差別や偏見を受け		す。	
50		ることなく、暮らしていけるような取組が必要です。どの			
		ようなことが必要かはセクシャルマイノリティ当事者の			
		意見を取り入れるという点には賛同します。			
	第3章	小中高と1度ずつは性の学習会として cap などの講演会	1	本プランに示しているとおり、性に関する知識を習	(3)
	(20ページ)	を子ども、職員、地域向けに行う。		得することは、性暴力の防止にも繋がります。	(3)
51		おとなと子どもは分けずに一緒に受けるのがよいのでは		ご意見を踏まえ、性に関する知識を身に付けること	
91		ないか。		ができる機会を増やすため、学校や地域と連携でき	
				るよう努め、知識向上に向けて効果的な手法を検討	
				してまいります。	
	第3章	災害時の体制にも男女共同参画の視点を取り入れる	1	ご意見のとおり、防災会議に男女共同の視点、避難所	(3)
	(21 ⋅ 22 ~~	調査で必要なこととされたことの上位に挙がっているも		での男女の責任者の配置、防災女性リーダーの育成、	(3)
	ジ)	のと、「災害時におけるウェーブの役割や機能を検討する		女性委員の増員について取り組む体制を整えるた	
F 0		必要があります」の齟齬があります。		め、まずは多様な視点で避難所運営ができるようマ	
52		調査で必要なこと、で挙っている点からは、防災会議に男		ニュアルを作成したり、研修を行う等、自主防災組織	
		女共同参画の視点、避難所での男女の責任者の配置、防災		や市の担当者等を含めた避難所に関係する人に対す	
		女性リーダーの育成、女性委員の増員について取り組む		る学習機会を提供してまいります。	
		体制をつくることを記載ください。			

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	課題解決に向けた主な取組②	1	ご意見を踏まえ、P22 の課題解決に向けた主な取組	2
	(21 ⋅ 22 ペー	「災害時において DV や性暴力などの相談体制を継続で		の2番目の本文3行目を「平常時から庁内及び他の	
	ジ)	きたり、早期に再開できるよう、他の支援機関などとの連		支援機関等との連携を図ります。」に修正します。	
53		携を図る」と記述されていますが、そのためには、普段か			
		らの連携がないと実現しません。日頃から連携を行うこ			
		と、そのための連携会議を開催することなど記載くださ			
		い。			
	第3章	防災、減災は必要だかなぜ重点施策の五個に入っている	1	国の第4次男女共同参画基本計画における「強調し	(4)
	(21 ⋅ 22 ~~—	のか?		ている視点」、兵庫県のひょうご男女いきいきプラン	4)
	ジ)			2020における「推進項目」として取り上げられてい	
				ます。	
54				災害時には、平常時における固定的な性別役割分担	
				意識が顕著に現れると言われており、性暴力の発生	
				やDVの深刻化も懸念されていることから、本プラ	
				ンの期間中に重点的に推進していく事項として挙げ	
				ております。	

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	DVや家庭の問題についての相談窓口があり、カウンセ	1	ご意見を踏まえ、ウェーブの活用方法の見直しの中	(3)
	(23ページ)	ラーと話すことができるが、そこに至る勇気のない人は		で、他市の男女共同参画センターの取組も参考にし	0)
		支援を受けられず困っている場合もある。		ながら利用しやすい雰囲気づくりに努めてまいりま	
		ウェーブへの来所へのハードルも高く、ややかしこまっ		す。	
		た雰囲気もあることから、「本当に悩んでいる」「相談しな			
55		いといけない」時まで足を運ばない人もいる。フランクに			
99		話しやすい、のぞいてみたいと思える雰囲気を作る必要			
		を感じる。たとえば、川西のパレットは、他市ながら行き			
		やすい。また、相談員に会うまでに「支援員」「ボランテ			
		ィアスタッフ」など市民に近い立場の人が常にいて、顔見			
		知りになって、自分のことを話せる関係がつくれるとよ			
		V'o			
	第3章	西宮市男女共同参画センターとして、プレラビル4Fに	1	P23 の課題解決に向けた主な取組の1番目に記載の	(<u>1</u>)
	(23ページ)	ウェーブと名のるワンフロアーが存在していること自体		とおり、ウェーブの機能や活動内容に関する周知に	
		あまり一般市民に知られていないのではありませんか。		努めてまいります。	
		もっと知ってもらいましょうよ!こんな良い催事が行わ			
		れていることや、又仲間と共に研究や学習をする事が出			
		来る場を自由に借りられるコーナーがあるということを			
56		もっと知ってもらいましょう!			
		各地の公民館にはもとより、各町会や婦人会、消費者活動			
		のグループなどに積極的に知らせましょう。又、ウェーブ			
		に登録しているグループも協力しましょう。又、プラン策			
		定に関しては、ウェーブの職員の担当者を設置し、グルー			
		プの相談に関わってもらうことです。男女共同という以			
		上、もっと男性の参加者も呼びこみましょう。			

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	重点施策⑤図書館や勤労センターとの連携を強め、情報	1	ご意見を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただ	3
57	(23ページ)	交換をすすめる。		きます。	3)
	第3章	「ウェーブの機能強化」は、現行のプラン「拠点の充実」	1	P1 に記載のとおり、前プランでは、57 の施策とお	(1)
	(23 ページ)	の項目がありました。これまで達成できていない点の検		よそ 300 の事業に取り組んできましたが、進捗管理	
		証をしないで、またも「機能強化」は図れない。		等において膨大な事務量が発生し、課題解決に向け	
58				た取組等を十分に行えなかったという反省点を踏ま	
				え、本プランでは重点的に取組む施策を選択し、着実	
				に成果を出すプランを策定したいと考えておりま	
				す。	

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	はじまりは 1999 年 6 月 23 日公布施行の「男女共同参画	1	ご意見のとおり、あらゆる機会をとらえ発信し、ウェ	(3)
	(23ページ)	社会基本法」です。今後 10 年間の方向性になる大切なも		ーブだけでなく様々な場所で講座等が開催できるよ	0)
		のです。横道にそれているかも知れませんが、原始を除い		う検討してまいります。また広報手段等も検討して	
		て歴史的に貴族、武士、先の戦争が終わるまでの時代に		まいります。	
		「男尊女卑」「家父長制」「家制度」などが国民の精神や生			
		活全般を縛り続けていたと思われます。			
		上記法令ができ、しかし今も権力、金力、に物を言わせて			
		声の大きい方になびかせる風潮があります。原始の時代			
		にある人間は男も女も子どもも自由に生活していたであ			
		ろうと思われます。			
		かつては「男女同権」「ウーマンリブ」など社会の扱いは			
		紆余曲折があっても、こだわりいい続ける「ひと」がいる			
59		ことが大切ではないでしょうか。			
		少しずつではあっても、国民の意識の変化を前に前に進			
		めるために効果的なあり方は簡単ではないですが、講師			
		(専門家) に、アドバイザーに、スタッフに、潤沢な陣容			
		や費用も用意しなくてはと考えます。大事なことは開催			
		場所がたくさんあればあるほどいいと思います。今ある			
		講演会や学習会を開催できる住民の公民館、市民館、地域			
		センターなどで年間開催計画を年齢別、職業別、少数派、			
		障がい者、市民が膝をまじえて、学習を深めていければい			
		いと思います。手話、DVDなどを用意、車での送迎、文			
		化的なこと娯楽的なことも内容を吟味し豊富な企画をし			
		ていく、広告も市政ニュース、フリーペーパーをまくなど			
		知恵を絞ってみましょう。			

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	西宮市男女共同参画センターウェーブで学習等のすばら	1	ご意見を踏まえ、男性参加者を増やすために広報の	(3)
	(23ページ)	しい企画が、次々と実施されているのに、「男女対等な構		方法を検討し、様々な団体と連携する等、より多くの	3)
		成員として男女均等」に、ですが一般に男性の参加が少な		機会をとらえて情報発信していくことが重要だと考	
		い現状です。		えております。	
		男女共同参画センターウェーブに対しての認知度が低い			
60		のではと、思われもします。			
		市社協、自治会、青愛協、老人会、婦人会に対して、チラ			
		シ配布?とか。			
		地域では、婦人会を除いて、かなり男性参加が多くなって			
		います。そのような男性が足を運び、更に女性共々、学習			
		意欲をもたれるように願っています。			
	第3章	ウェーブの講座について、男女共同参画についての基本	1	ご意見を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただ	(3)
	(23ページ)	的な講座を年間通して開催。行政として常に発進してい		きます。	0)
61		ることは大切です。		なお、本市としましても、男女共同参画に関する基本	
				的な講座や研修等を定期的に開催する必要性を認識	
				しております。	

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	ウェーブは、人生のすべての時期の相談窓口であると認	1	P25 の課題解決に向けた主な取組の1番目に記載の	(<u>1</u>)
	(23ページ)	識しております。(基本施策、重点施策からも理解が出来		とおり、市民や市民団体、他機関等との連携を強化	
		ます)		し、今まで「男女共同参画に関する取組」を知らなか	
		しかし、一般の市民からは、特別な人が行くところ、身近		った市民にも取組を広げ、ネットワークづくりに努	
		じゃない、関心の外側にある相談窓口であるとの声が聞		めてまいります。	
		かれます。		また、広報については、まずは広報手段の見直しを行	
		大事な相談窓口なのに、辿り着けない方が殆どだと感じ		い、必要な人に情報が届くような方法を検討します。	
		ています。			
62		来訪者から情報を得ておられることは大事だと思うので			
62		すが、保健所とのつながりや、西宮市社会福祉協議会との			
		繋がりが少ないように感じています。			
		駆け込み寺的な役割を持つ、ウェーブですから、つながっ			
		ていただかないと、相談者が地域の情報と繋がれません。			
		高齢者の相談窓口である、あんしん窓口とはどうつなが			
		っているのでしょう?			
		実態としてはどうなのか?			
		地域のニーズをどう掘り起こしているのか?			
	第3章	男女共同参画という名称で、よくわからないと思われて	1	P23 の課題解決に向けた主な取組の1番目に記載の	
	(23ページ)	いる方も多いと感じます。		とおり、まずは広報手段の見直しを行い、必要な人に	
0.0		ウェーブは、課題解決に向けた取り組みの周知は必要不		情報が届くような方法を検討します。	
63		可欠です。			
		具体的にどのように取り組みの周知を考えられているの			
		かを明記していただきたいと感じます。			

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	重点施策5は「男女共同参画センターウェーブの機能強	1	ご意見のとおり、ウェーブは男女共同参画施策の一	(4)
	(23ページ)	化」が挙げられていますが、ウェーブでの取り組みは、市		部です。全市的に取り組む男女共同参画施策のうち、	4)
		の男女共同参画推進施策の一部分のはずです。なので、他		ウェーブの機能強化は、他の重点施策とともに、最優	
		の項目と同列にここに並べられるのは、市の施策のとら		先の課題です。	
		え方が狭すぎます。重点5は、「全庁的な男女共同参画推		施設の利用状況、講座や図書・相談の実施状況、活動	
64		進の機能強化」として、全市的な取組が必要なことを示		推進グループの活動状況を踏まえると、最も活性化	
		し、項目としても全庁的なものを挙げてください。		が必要な施策と考え、今回の重点施策に位置付けて	
				おります。	
				なお、各部局に対して、男女共同参画の視点をもって	
				施策を実施するよう働きかけも継続してまいりま	
				す。	
	第3章	他の重点施策と比べ、施策5にウェーブの機能強化を入	1	西宮市男女共同参画センターウェーブの事業のみに	
	(23ページ)	れているのは、西宮市が男女共同参画推進をウェーブ事		狭める意図はありません。	
		業に狭めて考えているとしか思えません。男女共同参画		P23 の課題解決に向けた主な取組の1番目に記載の	
		推進は、全庁を挙げて、取り組むべきテーマです。重点施		とおり、ウェーブの設置理念や機能等が市民の皆様	
65		策5を「男女共同参画推進の機能強化」とし、その中の小		に伝わっていない現状があることから、改めてセン	
69		項目としてウェーブの機能強化を入れてください。		ターの必要性等を積極的に発信し、ウェーブの事業	
				を活性化し、男女共同参画に関する拠点施設として	
				利用していただけるよう機能強化することで本市の	
				男女共同参画を推進していきたいと考えておりま	
				す。	
66	第3章	ウェーブの認知度を上げるには、敷居を低くすることが	1	ご意見を踏まえ、入りやすい、利用しやすい雰囲気づ	(3)
00	(23ページ)	必要。		くりに努めます。	3

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第3章	Wi-Fi スポットをつくる。・カフェスペースを広げて、机	1	ご意見を踏まえ、他市の男女共同参画センター等も	(3)
67	(23ページ)	や椅子をおく。		参考にしながら、今後の検討課題とさせていただき	(3)
				ます。	
	第3章	キッズスペースをつくる(子ども室を使用していないと	1	ご意見を踏まえ、他市の男女共同参画センター等も	(3)
68	(23ページ)	きは解放する)。		参考にしながら、今後の検討課題とさせていただき	(3)
				ます。	
69	第3章	授乳室、図書資料室、があることなどを、一階に看板を出	1	ご意見を踏まえ、分かりやすい発信方法や掲示場所	(3)
09	(23ページ)	すなど、道路を歩いている人に分かりやすく掲示する。		などを検討してまいります。	(3)
	第3章	子育て世代や中高生、大学生が参加できるイベントや講	1	P25 の課題解決に向けた主な取組の3番目に記載の	(3)
70	(23ページ)	座を市民企画で広く市民や学生に公募する。		とおり、子育て世代や学生等を含め、気軽に参加・応	(3)
				募できるような方法を検討してまいります。	
$\begin{vmatrix} 71 \end{vmatrix}$	第3章	産前産後ケアとしてチケットを配り利用できる家事託児	1	ご意見を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただ	(3)
11	(23ページ)	サービスを紹介する。		きます。	3)
	第3章	48 万文教都市にしては男女共同参画政策の拠点である	1	ご意見を踏まえ、他市の男女共同参画センター等も	(3)
72	(23ページ)	「ウェーブ」の資料等が貧弱です。		参考にしながら、今後の検討課題とさせていただき	
				ます。	

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	第4章	推進体制については、現行プランでもありました。	1	P1 に記載のとおり、前プランでは、57 の施策とお	(1)
	(24 · 25 ~~−	しかし、現行の推進体制のなかで、たとえば今年、「オリ		よそ300の事業に取り組んできましたが、進捗管理	
	ジ)	ジナル婚姻届」といわれるものに付随している「冊子」の		等において膨大な事務量が発生し、課題解決に向け	
		件で一人の議員が質問をし、問題が明らかになりました。		た取組等を十分に行えなかったという反省点を踏ま	
		とても、問題の冊子だと思いました。しかし、市役所の中		え、本プランでは重点的に取組む施策を選択し、着実	
		で、あの冊子を役所が作ってもよいと決めるまでに市の		に成果を出すプランを策定したいと考えておりま	
		職員で誰も「おかしい」と思った人がいなかったのは、ど		す。	
		ういうことなのでしょうか。			
		現行のプラン 45 頁 「男女共同参画の視点に立った表現へ			
73		の取り組みを推進」が全く推進されていなかったという			
13		証じゃないですか。			
		現行プランの 58 頁にも推進体制の図があり、市職員への			
		研修の矢印がありますが、今回の素案でも同じようにあ			
		ります。これまで、できていないことを放置したまま、ま			
		た、同じような推進体制で、何ができるのでしょうか。ま			
		ず、これまでできていないことをチェックすることから			
		はじめて下さい。			
		進んでいない項目から「男女共同参画」の視点がどのよう			
		に推進されるべきかが見えてくるとも思いますが、この			
		「素案」では、それが、全くみえてきません。			

No.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
	資料	「重点施策」のチョイスが偏り、漏れているものが多い。	1	P1に記載のとおり、前プランでは、57の施策とおよ	(<u>1</u>)
	(26 · 27 ~~ −	基本施策に落とされている以下の項目などは、現行プラ		そ300の事業に取り組んできましたが、進捗管理等	
	ジ)	ンでもほとんど目覚ましく進んだと思えない項目です。		において膨大な事務量が発生し、課題解決に向けた	
		進んでいない、ということは、これまでの 10 年の中で、		取組等を十分に行えなかったという反省点を踏ま	
		ほとんど手つかずだったということです。それこそ「男女		え、本プランでは重点的に取組む施策を選択し、着実	
		共同参画」の視点が推進する側にも欠如していたとしか		に成果を出すプランを策定したいと考えておりま	
		思えません。		す。	
		以下、現行プランの中にあり、素案の「重点施策」には入		そのため、基本施策を従来どおり継続しつつ、特に力	
		れられていない項目です。(他にもあります)		を注ぐ施策を重点施策として挙げております。また、	
7.4		・社会活動における女性リーダーの育成		各部局に対して、男女共同参画の視点をもって施策	
74		・男女共同参画の視点に立った地域活動等の推進		を実施するよう働きかけも継続してまいります。	
		・男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進			
		・人権尊重の視点に立った意識啓発			
		・メディアにおける女性の人権尊重			
		・健康を脅かす問題についての対策の推進			
		・高齢者・障がいのある人が安全・安心に暮らせるための			
		条件整備			
		・介護支援体制の充実			
		これらが、進んでいないという現実が、男女共同参画の視			
		点が全くすすめられてこなかったとも言えます			

3. 「西宮市男女共同参画プラン (素案)」にかかる修正箇所対応表

① パブリックコメントの意見を受けて修正した箇所一覧

No.	素案 ページ	意見No.	修正前	修正後
			一方の性に偏って利用されていたり、 <u>男性中心型労働慣行に</u>	一方の性に偏って利用されていたり、 <u>旧来の男性中心型労働</u>
1	3	9	馴染めない人たちが排除されたりした場合、自分自身の持つ	<u>慣行が改善されないままでは</u> 、自分自身の持つ本来の力が発
			本来の力が発揮できないことがあります。	揮できないことがあります。
			市職員の資質向上により、DVや性暴力防止に繋がることか	DV被害や性被害を見抜く力をつけ、早期発見や丁寧な対応、
2	5	10	ら、早期発見や丁寧な対応、二次被害防止も含めた研修等を毎	<u>二次被害防止も含めた市職員の資質向上のための</u> 研修等を毎
			年開催します。	年開催します。
			今日の社会において男女が置かれている社会状況に根差した	今日の社会において男女が置かれている社会状況に根差した
3	9	23	構造的な問題です。	構造的な問題です。 <u>また、DVには、「身体的暴力」、「精神的</u>
0	9	23		暴力」、「性的暴力」、「経済的暴力」、「社会的暴力」等、様々な
				形態が存在します。
4			精神的暴力 (例:他の異性との会話やメールを許さない) は、	社会的暴力(例:他の異性との会話やメールを許さない)は、
	9	24		
5				
			今後も継続して学習機会の提供を行うとともに、DV 被害の防	今後も継続して学習機会の提供を行うとともに、DV 被害の防
6	9	26	止だけでなく、「加害者にならない」という視点も踏まえ、内	止だけでなく、「加害者にならない」という視点も踏まえ、内
0	9	20	容の充実に努めます。	容の充実に努めます。 <u>また、様々な機会をとらえた学習機会の</u>
				提供に努めます。
			被害を受けた人は、身体的・精神的・経済的ダメージが大き	被害を受けた人は、身体的・精神的・経済的ダメージが大き
			く、自立した生活が困難になることもあります。	く、自立した生活が困難になることもあります。 <u>また、DV</u>
7	10	25 · 30		は、直接被害を受けた人だけでなく、DVを目撃した子どもに
'	10	20.00		も大きなダメージを与えており、これは児童虐待に該当しま
				<u> </u>

No.	素案 ページ	意見No.	修正前	修正後
8	11	20 • 29	新規追加	P11 にフローチャートの図と説明文を追加(素案 P11 参照)
9	13	25	市の関連部局や一時保護所、NPO等の支援機関との連携体制を見直し、支援を強化していくとともに、就業支援や住宅確保等、長期的な視点による自立支援を行います。	市の関連部局や一時保護所、NPO等の支援機関との連携体制を見直し、支援を強化していくとともに、就業支援や住宅確保、子どもへのケア等、長期的な視点による自立支援を行います。
10	13	26	こうした講座を、高校や大学等も含め、より多くの学校と連携しながら実施します。	こうした講座を、高校や大学等も含め、 <u>より多くの学校と連携</u> する等様々な機会をとらえて実施します。
11	13	32	「ハラスメントは重大な人権侵害である」という認識が持てるような学習機会を <u>提供します。</u>	「ハラスメントは重大な人権侵害である」という認識が持てるような学習機会の <u>提供及び苦情処理への申立てや相談機関の周知等を行います。</u>
12	14	35	仕事をしたいと思っている人が、性別にとらわれることなく、 自分の状況にあった働き方を選択できる環境を整えていくこ とは、男女共同参画社会の実現のための重要な課題です。	
13	18	42	企業等が取組を実施できるよう学習機会の <u>提供を行います。</u>	企業等が取組を実施できるよう学習機会の <u>提供及び苦情処理</u> への申立てや相談機関の周知等を行います。
14	19	48	性暴力・性被害防止のため、 <u>学習機会の提供等を検討する必要があります。</u>	性暴力・性被害防止のため、子どもの頃からの学習機会の提供 など防止に向けた取組を行う必要があります。
15	22	53	DVや性暴力等の相談体制を継続できたり、早期に再開できるよう、他の支援機関等との連携を図ります。	DVや性暴力等の相談体制を継続できたり、早期に再開できるよう、平常時から庁内及び他の支援機関等との連携を図ります。

No.	素案 ページ	意見No.	修正前		修正征	色
16	27	30	就労支援に向けた環境整備住宅確保に向けた支援	1- DV-性暴力の根絶 基本施策	心身回復のための支援 生活基盤整備のための支援 就労支援に向けた環境整備 住宅確保に向けた支援 子どものケアに関する支援	1. DV- 性暴力の根絶

② パブリックコメントの意見以外で修正した箇所一覧

No.	素案 ページ	修正前	修正後	修正理由
1	全体	「第3章 グラフ」	「第3章 グラフ」 1 20歳未満の女性 (N=289) 20歳未満の男性 (N=247) 20歳以上の女性 (N=907) 20歳以上の男性 (N=439) 31.4 44.6 18.9 5.0 をおよると思う 暴力にあたるとは 思わない 暴力にあたると思う 暴力にあたると思う まかない場合もあると思う	色覚の違いに配慮し、グラフを読み取りやすくするため、第3章にあるグラフの配色等を修正しました。
2	表紙	[プラン名] 西宮市男女共同参画プラン(素案)	〔プラン名〕西宮市男女共同参画プラン(素案)DV対策基本計画・女性活躍推進計画	プランの内容を分かりやすくするために追記しました。
3	4、5、 7、9	重点施策 1 <u>DV・性暴力の根絶 (DV対策基本計</u> <u>画)</u>	重点施策 1 DV (DV対策基本計画)、性暴力の根絶	DV対策と性暴力対策を区別し、個別に対応すべき課題であることを明確にするため、修正しました。
4	5	なお、本プランの期間中に、施策や取 組等を見直す必要が生じた場合	なお、本プランの期間中に、 <u>社会情勢等の変</u> <u>化を踏まえ、</u> 施策や取組等を見直す必要が 生じた場合	
5	26, 27	重点施業(太宇)及び基本施策 2. 働く場における男女共同参画の推進	重点施策及び基本施策 重点施策 重点施策 (2. 働く場における男女共同参画の推進)	重点施策がどの項目なのかを分かりやすくするために修正しました。